

○山口県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

令和5年4月1日

本部訓令第17号

(目的)

第1条 この訓令は、山口県警察情報管理システム（山口県警察が整備する情報システムをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって山口県警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 山口県警察情報管理システムの整備及び管理に当たっては、関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ行うものとする。

2 山口県警察情報管理システムの整備及び管理に当たっては、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、山口県警察における情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

3 山口県警察情報管理システムの整備及び管理に当たっては、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、山口県警察情報管理システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、山口県警察情報管理システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、山口県警察情報管理システムの安全性を確保するものとする。

(情報管理業務監査)

第3条 警察本部長は、山口県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、警務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項の情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(山口県警察照会センターの設置運営に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察照会センターの設置運営に関する訓令（昭和49年山口県警

察本部訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「山口県警察における警察情報管理システムの運営に関する訓令(平成31年山口県警察本部訓令第3号)第2条第1号」を「山口県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令(令和5年山口県警察本部訓令第17号)第1条」に改める。

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

- 3 山口県警察における事務の決裁に関する訓令(平成16年山口県警察本部訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表情報技術推進課の部山口県警察における警察情報管理システムの運営に関する訓令(平成31年山口県警察本部訓令第3号)の項を次のように改める。

山口県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令(令和5年山口県警察本部訓令第17号)	第3条第1項	情報管理業務監査を行わせること	○		
---	--------	-----------------	---	--	--

(山口県警察情報セキュリティに関する訓令の一部改正)

- 4 山口県警察情報セキュリティに関する訓令(平成18年山口県警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「山口県警察における警察情報管理システムの運営に関する訓令(平成31年山口県警察本部訓令第3号)第2条第1号」を「山口県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令(令和5年山口県警察本部訓令第17号)第1条」に改める。